



お知らせカレンダー

No. 1830 【 10月9日 発行 】

令和7年10月13日 ～ 令和7年10月26日 (令和7年9月30日現在)

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,655 世帯

人口 4,967 人

男: 2,432 人

女: 2,535 人



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
13	(月)	スポーツの日			
14	(火)				
15	(水)				
16	(木)	1歳6か月児健診(対象児: R6.1.18～R6.4.16生)	受付時間 (13:00～13:15)	保健センター	こども未来課
		小学校陸上記録会	PM	総合グラウンド	学務課
17	(金)	3歳児健診(対象児: R4.1.19～R4.4.17生)	受付時間 (12:45～13:00)	保健センター	こども未来課
18	(土)	文化財講演会(山城と与論城跡)	10:00～11:30(予定)	多目的ホール	生涯学習課
19	(日)	町体予備日			
20	(月)				
21	(火)				
22	(水)				
23	(木)	乳児健診(対象児: R7.5.9～R7.7.9生)	受付時間 (13:15～13:30)	保健センター	こども未来課
		6～7か月児健診(対象児: R7.2.9～R7.4.9生)	受付時間 (13:00～13:15)	保健センター	こども未来課
24	(金)				
25	(土)				
26	(日)	茶花小学校運動会 与論小学校運動会	13:00まで 終日	茶花小学校 与論小学校	茶花小学校 与論小学校

第58回町民体育大会の下記種目の参加者を募集します。

・もうすぐ1年生(プログラムNo.27)

来年度(令和8年度)に小学校1年生になるみなさんに町体参加のおみやげがあります。

午後1時頃に放送で案内しますのでフィールドに集合してください。

・職域リレー(プログラムNo.28)

○日 時 令和7年10月12日(日) 午後1時40分頃

○参加者数 1チーム4名(男女混合も可) 4人×100m

○申込 大会本部(当日午前11時30分まで)

○その他 パフォーマンスの部: 会場を一番盛り上げたチームには賞金があります。

お問い合わせ先 与論町教育委員会 0997-97-2441

令和7年10月・11月期 与論町ごみ収集計画表

10月	可燃ごみ	缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
1日	水	街道	那間	那間
2日	木	茶花	与論	与論
3日	金	那間	与論	
4日	土	街道		
5日	日			
6日	月	街道	茶花	
7日	火	那間	与論	茶花
8日	水	街道	那間	茶花
9日	木	茶花	与論	
10日	金	那間	与論	
11日	土	街道		
12日	日			
13日	月	街道	茶花	
14日	火	那間	与論	茶花
15日	水	街道	那間	那間
16日	木	茶花	与論	与論
17日	金	那間	与論	
18日	土	街道		
19日	日			
20日	月	街道	茶花	
21日	火	那間	与論	茶花
22日	水	街道	那間	
23日	木	茶花	与論	
24日	金	那間	与論	与論
25日	土	街道		
26日	日			
27日	月	街道	茶花	
28日	火	那間	与論	茶花
29日	水	街道	那間	
30日	木	茶花	与論	
31日	金	那間	与論	

11月	可燃ごみ	缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
1日	土	街道		
2日	日			
3日	月	街道	茶花	
4日	火	那間	与論	茶花
5日	水	街道	那間	那間
6日	木	茶花	与論	与論
7日	金	那間	与論	
8日	土	街道		
9日	日			
10日	月	街道	茶花	
11日	火	那間	与論	茶花
12日	水	街道	那間	茶花
13日	木	茶花	与論	
14日	金	那間	与論	
15日	土	街道		
16日	日			
17日	月	街道	茶花	
18日	火	那間	与論	茶花
19日	水	街道	那間	那間
20日	木	茶花	与論	与論
21日	金	那間	与論	
22日	土	街道		
23日	日			
24日	月	街道	茶花	
25日	火	那間	与論	茶花
26日	水	街道	那間	
27日	木	茶花	与論	
28日	金	那間	与論	与論
29日	土	街道		
30日	日			

★収集日の朝8時30分までに所定のごみステーションへ当日出してください。

★収集日以外の日にはビン、缶、ペットボトル等を出しても回収しません。

景観について、もっと知ろう！知れば知るほど目からうろこ！

景観法とは

景観法が平成16年（2004年）6月に制定された。景観法の基本理念の趣旨は良好な景観は、①国民共通の資産であること、②地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであること、③地域の固有の特性と密接に関連するものであること、④地域の活性化に資するよう関係者が一体的に取り組まなければならないこと、⑤現にある良好な景観を保全するのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであること、と定められている。また、景観計画を制定することで建築物や工作物の建設等に対して届出義務を課し、必要な場合には勧告をすることができる。また、この届出・勧告制による緩やかな規制・誘導に加えて、建築物・工作物の色彩やデザインなどの形態意匠に関する制限については、条例を制定することにより、変更命令を出すことも可能とする一方で、高さ等については、変更命令をすることはできないとしている。変更命令の対象は、建築物や工作物の建設自体を止めることを目的とするものではなく、建設行為そのものは認めた上で、その内容について景観上の配慮を求めるものに限定することとしている。

景観条例や景観計画が無くて、このままだったら？



どこに何を立てようが自由な世界に、その土地の醸し出す風情はあるのだろうか？



なんで景観条例と景観計画が必要なのか？

この美しい与論島の景観を未来の子ども達に残すのか、それとも負の遺産を残すのかは今を生きる私たち与論島民次第なのです。景観条例と景観計画があったら、先に建てても後に建てても皆が与論島の美しい景観の恩恵を享受することが出来るのです。そのためのルール作りが景観条例と景観計画なのです。将来の子ども達に、より良い景観を残しませんか？

全国における景観に関する訴訟の事例

全国では、外国資本等による違法開発等が行われ訴訟件数が増加傾向にあります。

国立マンション訴訟は、東京都国立市の通称「大学通り」に面した分譲マンションの建築について、近隣地域に学校を設置し、居住し、通学し、又は大学通りの景観等に関心を有する原告ら50名が、本件建物は違法建築物であり、日照等及び景観について受忍すべき限度を超える被害を被っていると主張して、本件建物のうち、高さ20mを超える部分の撤去と、不法行為に基づく損害賠償を平成13年に開発業者へ求めた事案において、上告審でいずれも棄却されたものである。棄却された理由として、本件建物は平成12年1月5日に建築確認を得た上で着工されたものである。国立市は、その時点では条例によりこれを規制する等景観を保護すべき方策を講じていなかった点が大きかったとされている。景観利益の保護について様々な見解が主張される中で、景観利益が不法行為法において法律上保護される利益であることを承認し、その保護のために必要な条件を判示するなど、最高裁として初めての判断を示したものであり、重要な意義を有するものと評価されている。このような景観に係る民事訴訟について、仮にその地域の常識やルールが慣習法として証明できれば、訴訟で地域住民側が勝訴できる可能性は残されているのではないかと考えられる。

次いで景観利益の保護を認めたのは、行政事件訴訟の鞆の浦訴訟（平成21年10月1日広島地裁判決。）である。事案では、歴史的名勝地で知られる湾の埋立工事に関し、地域住民らの原告が、広島県等を被告として、埋立により原告らの慣習排水権、景観の恵沢を享受する権利等が侵害される旨主張して公有水面埋立法に基づく免許処分之差止等を求めたものである。本判決は、景観利益を土地所有権から派生するものではなく、国立マンション訴訟最高裁判決と同様、居住という事実から生じるものとして個別利益を認定している。それにより、広く鞆の浦の居住者全てに原告適格が認められた。さらに埋立の免許が交付されれば住民が日常的に恩恵を受けている景観利益について重大な損害が生じるおそれがあり、この損害は一度損害されてしまうと回復できないと判断した上で、裁判所は県知事に対して免許を交付してはならないとして差止を認めた。

つづく

～こども未来課からのお知らせです～



下記の予防接種について助成を行います。

※助成対象者①②は、接種当日の年齢です。

	インフルエンザワクチン	新型コロナワクチン
助成期限	令和8年1月31日(土)まで	令和8年3月31日(火)まで
実施医療機関	与論町内外の各委託医療機関 (町内では与論徳洲会病院・パナウル診療所・龍美クリニック)	与論町内外の各委託医療機関 (町内では与論徳洲会病院・パナウル診療所)
助成対象者※	与論町に住所を有する ①接種当日に65歳以上の方 ②接種当日に60歳～64歳で内部障害(心臓機能障害・腎臓機能障害等)の障害者手帳1級程度を有する方	
助成金額	1人1回限り2,000円を助成 (差額分は自己負担) ※生活保護世帯の方は3,000円を助成 (差額分は自己負担)	1人1回限り11,300円を助成 (差額分は自己負担) ※生活保護世帯の方は12,300円を助成 (差額分は自己負担)
その他	①接種ご希望の方は事前に医療機関へお問い合わせ・ご予約ください。 (新型コロナワクチンを接種する場合は、 <u>2週間前までのご予約が必要</u> になります。) ②インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同時接種も可能ですので、ご希望の方は医療機関へご相談下さい。	

【お問い合わせ先】

与論町こども未来課 担当 清水 TEL: 0997-97-2792

こども未来課からのお知らせ



❖小児の定期予防接種❖

日本脳炎・DT(小学校6年生)

MRⅡ期(5歳児)・子宮頸がん

	与論徳洲会病院 (小児予防接種外来)	パナウル診療所	龍美クリニック (3歳以上)
実施日	月～金(祝日を除く)	診療日 (水曜午後・土曜午後休診)	水・木(祝日を除く)
受付時間	13:00～14:00	8:30～11:30 15:00～17:30	10:30～11:00
予約方法	<u>2週間前の金曜正午まで</u>	<u>2週間前の金曜正午まで</u>	<u>2週間前の金曜正午まで</u>
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 与論徳洲会病院の林医師の接種日については、お届けしている受診票の裏面をご覧になるか、病院からのお知らせを参考にしてください。

- 対象の方には予診票をお届けしています。年齢や間隔によって接種できる時期が一人ひとり違います。予診票の使用期間に沿って接種の計画を立ててください。
- ご不明な点は、与論町役場こども未来課へお問い合わせください。

お問合せ先
与論町役場こども未来課
担当: 清水
電話 0997-97-2792

暮らしの中で、行政に関わるお困りことがありましたら



行政相談委員にご相談してみませんか

毎日の暮らしの中で、登記、年金、道路、社会福祉など国の役所の仕事などについて、疑問・苦情や意見・要望はありませんか？

相談無料
予約不要
秘密厳守

《行政相談所開設のご案内》

日時：10月21日(火)14時～17時 場所：防災センター1階

行政相談委員：林 英登樹

☆行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間のボランティアの方です。
全ての市町村に1人以上委嘱されており、皆様の身近な相談相手として、国の仕事などに関する相談を受け付け、助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。
お問い合わせ先: 総務省 鹿児島行政監視行政相談センター (電話) 099-224-3247

★以下の事項についてご理解・ご協力をお願いします★

- ・相談時間は、総務省からの指導により原則30分以内とさせていただきます。
- ・後日、ご連絡が必要になった時のために、お名前および連絡先を確認させていただきます。
- ・お電話による相談は、下記にて受け付けています。

きくみみ鹿児島：099-223-1100 平日8:30～17:15

家屋を新築・増築・解体した場合は税務課へお知らせください

家屋(住宅・倉庫・事務所・店舗など)を新築・増築・解体した場合は、固定資産税額に加算・減算しなければなりませんので、税務課までお知らせください。

＜新築・増築した場合＞

新築・増築された家屋は、完成した翌年度から固定資産税が課税されます。固定資産税の税額決定のために家屋調査を行いますので、図面のご提出や現地確認の立ち会いにご協力をお願いします。



新築・増築

特に未登記家屋は課税漏れしやすいため、必ず税務課へお知らせください。

＜解体した場合＞

家屋の全部または一部を取り壊したときは申請が必要です。必ず取り壊した年の年末までに手続きをしてください。
取り壊した翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、手続きをしないと翌年度以降も課税が継続される恐れがありますのでご注意ください。



取り壊し(全部・一部)

取り壊した家屋が課税されていないか、毎年5月に送付する課税明細書でご確認を！

連絡先・手続き先
与論町役場 税務課(固定資産税係)
TEL: 0997-97-3133

★農地パトロール実施のお知らせ★

日頃より農地の適正利用にご協力いただきありがとうございます。

さて、与論町農業委員会では農地法において定められている農地パトロール(利用状況調査)を下記の日程で実施いたします。調査期間中は農業委員・農地利用最適化推進委員の農地内への立ち入りや、聞き取り調査を行うことがありますのでご理解ご協力よろしくお願いします。

期間	10月～12月末		
目的	遊休農地・違反転用等の実態調査、遊休農地の利用意向調査、遊休農地の解消についての相談等		
調査員	各集落の農業委員・最適化推進委員		

茶花集落		立長集落	
山本 池富 委員	林 平八郎 委員	牧 房男 委員	森園 みゆき 委員

城集落		朝戸集落	
保 喜久男 委員	内 秀徳 委員	白尾 憲雄 委員	町 泰光 委員

西区集落		東区集落	
遠山 和歌子 委員	久野 泰司 委員	山下 みどり 委員	藤田 克仁 委員

那間集落		叶集落	
長尾 さとみ 委員	田畑 豊範 委員	町島 実和 委員	松村 勇 委員

古里集落	
竹村 繁範 委員	川畑 彰寿 委員

問い合わせ：農業委員会 里 0997-97-4922



令和7年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業への参加募集について

日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善をはかり、恒久平和な社会の構築を希求することを目的としています。

なお、この事業は令和7年度をもって終了となり、最後の実施となることから、是非この機会にご参加ください。

<実施地域等>

- ①フィリピン 令和7年12月10日～12月17日(申込締切：10月10日)
- ②ミャンマー 前班 令和8年3月7日～3月13日(申込締切：12月5日)
- 後班 令和8年3月9日～3月15日(申込締切：12月5日)

【問合せ先】

日程等の詳細：日本遺族会事務局 TEL：03-3261-5521

お申込み：鹿児島県遺族連合会 TEL：099-812-8292

10月は「かごしまイエローカードキャンペーン強化月間」です！

県では、健康関連団体と協働で、県民の皆様に対して、健康への関心を喚起し、生活習慣の見直しを呼びかける普及啓発活動「かごしま健康イエローカードキャンペーン」を展開しています。

この機会に、運動不足、喫煙、食べ過ぎ・飲み過ぎ、塩分の取り過ぎなど、イエローカードを出されるような生活習慣になっていないか、自分自身の生活習慣をふりかえてみましょう！

イエローカードを出されないために・・・



①毎日2g減塩を心がけましょう！



②野菜をプラス1皿(70g)食べましょう！



③毎日プラス10分身体を動かしましょう！



④禁煙について考えましょう！



⑤適正飲酒に心がけましょう！



⑥十分な睡眠を取りましょう！

毎日+10分 身体を動かそう！

+10 (プラステン) の効果!!!

- ・「死亡リスクを2.8%」、「生活習慣病発症を3.6%」、「ガン発症を3.2%」、「ロコモ・認知症の発症を8.8%」低下させることが可能と示唆されています。
- ・+10を1年間継続すると、1.0～2.0kg減の効果が期待できます。

18歳～64歳の方は1日60分65歳以上の方は1日40分を目標に身体を動かしましょう！



今より「10分多く」元気に身体を動かすことで、健康寿命を延ばしましょう！

令和7年4月より木造戸建住宅の建築確認手続き等が見直しされています

◎「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります。

建築確認・検査の対象外とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域外の平屋かつ延べ面積 200 平方メートル以下の建築物」となります。(建築確認が必要な対象範囲が拡大)

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

改正前		階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外									
木造	階数 3以上	2号			2号			2号			木造 以外
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	階数 2以上
	1	×	×	×	×	×	×	○	○	○	1
		200㎡			500㎡			延べ面積			延べ面積

改正後		構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に									
木造	階数 3以上	新2号			新2号			新2号			木造 以外
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	階数 2以上
	1	×	×	×	×	×	×	○	○	○	1
		200㎡			500㎡			延べ面積			延べ面積

※対象建築物(上記表:改正後 ○)を建てようとした際は、建築確認申請の対象物件となり法令に適合しているかを確認する手続きが必要になります。

〈問い合わせ〉
与論町建設課
電話:0997-97-4928

～供利港や茶花港(エガシマ)を利用される方々へ～

供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を置いて島外へ出発されるケースが見受けられます。

万が一、高潮や台風の影響で海に車等が流されると、海中から引き上げられるまでの間、定期船の入港ができず、島の生活全体に大きな影響を与えかねないことがありますので、供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を駐車したまま、島外へ出発されないよう町民の皆様のご協力をお願いします。

また木製パレットについては、これまでも持ち帰りをお願いしているところですが、依然として、荷物のみ持ち帰るケースが多発しており、投棄・放置する状況が見受けられます。港湾区域内での投棄や放置は、法律で禁止されています。木製パレットも荷物の一部ですので、必ず持ち帰っていただき、与論島の玄関口である与論港をきれいに利用していただきますようご協力をお願いいたします。

大島支庁 沖永良部事務所 総務福祉課
与論町役場 建設課



1周年記念♡

2025年10月「みんなの食堂」は、一周年を迎えます。皆様の応援、ご協力のおかげです。本当にありがとうございました。

日程10月18日(土)

受付時間 12時～

場所 福祉センター
(場所が変更されてます)

《限定 150食》

(1周年記念プログラム)

12時会場入り

12時半運営挨拶

山下清男美挨拶

12時45分 ステージ踊り等

13時半終了、片付け

みんなの食堂のINSTAGRAMです。開催のお知らせ等を投稿しています。ご登録おねがいします。



主催 株式会社きずな
山下清男美

みんなの食堂運営部

後援 与論町、与論町教育委員会
ヨロン島観光協会

子供たちの里親となる方を求めています！

里親説明会

In 与論町

子どもの養育に理解と熱意、そして豊かな愛情をお持ちの方を里親として登録し、養育をお願いしています。

R7

11月13日(木)

18:30～20:30

与論町役場

多目的ホール

申し込み不要！



お問い合わせはこちら

鹿児島県大島児童相談所

☎ 0997-53-6070

ooji@pref.kagoshima.lg.jp

奄美市名瀬小俣町20-2

児童養護施設白百合の寮
里親支援専門相談員

☎ 0997-52-1108

奄美市名瀬浦上1363-2

鹿児島県内における 古い中世城郭について ～鹿児島本土から奄美のグスクまで～



講師 始良市 歴史民俗資料館 館長
南九州城郭談話会 会長

下鶴 弘 氏

鹿児島県内には多くの城郭遺跡（以下、「城跡」）があります。

鹿児島本土の城跡は、山やシラス台地の地形を活かした城跡が多いのに対して、沖縄に近い与論島・沖永良部島には石垣を持った城跡（グスク）が築かれるなど多様性に富んでおり、互いに影響があったとも考えられています。

当講座ではそんな鹿児島県内の城跡について理解を深めてもらいたいと思います。

日時 10月18日(土)

10時～11時30分

会場 与論町役場1階

多目的ホール

事前申し込み不要



お問い合わせ先

与論町教育委員会事務局 Tel: 0997-97-2441
生涯学習課 文化財担当 Mail: sgakusyu@yoron.jp

※当事業は文化庁の令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受けて実施しています。